

令和5年度 社会福祉法人黎明会 福祉開発援助事業 募集要項

社会福祉法人黎明会では、以下の内容で福祉開発の振興に関わる援助を行います。

1. 援助事業の内容

社会福祉に関する先駆的・開拓的な研究・企画・調査・実践活動等を行う団体又は個人に対して援助を行う。

2. 援助の対象

当法人が行う援助の対象は社会福祉に関する民間の事業で、原則として公的補助又は他の民間機関からの助成と重複しないことを条件とする。なお、同一事業については、3カ年度を限度とする。

3. 援助額・援助件数

総額1,000万円。

(1 件当たりの援助額は上限50万円とし、20件程度の援助を予定。なお、事業内容からみて、特に必要と認められる場合に限り、80万円を限度として援助することができる。)

4. 応募要件

援助事業を受けようとする団体又は個人（以下「申請者」という。）は、原則として国内に存在する社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体、一般（社団/財団）法人等、公益活動を行っており、社会的信用を有し、かつ以下の要件を満たしている者とする。

- (1) 継続的な活動実績があること。
- (2) 申請者の団体の設立目的や活動が政治的、宗教的、思想的に著しく偏っていないこと。
- (3) 海外に所在する者から援助申請があった場合は、理事長の承認を経て申請者となることができる。

5. 公募期間

令和4年8月1日～令和4年9月30日(消印有効)とする。

6. 応募方法

公募期間内に申請者から当法人宛に申請書・添付資料を郵送すること。

なお、申請書最下欄の「社会福祉協議会のコメント」欄は当該事業所所在地の市区町村の社会福祉協議会等によるコメントが記入されていることが望ましい。

7. 援助の選考及び決定

当法人の選考委員会にて選考の上、理事会の承認を受けて理事長が決定する。

できるだけ多くの事業へ援助を行うため、援助額が希望金額を下回ることがある。

決定は令和4年12月頃、援助は令和5年4月の予定。

8. 事業実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

9. 援助事業の報告

実施事業の完了後2カ月以内に事業完了報告書及び収支報告書等を送付いただくこと。

(援助申請書送付先) 〒187-0032 東京都小平市小川町1-485
社会福祉法人 黎明会 法人本部総務局
福祉開発援助事業申請係（担当：阿部・寺田）まで
(TEL) 042-346-6611 (FAX) 042-345-5975

《よくあるお問い合わせ》

【申請方法について】

Q. 申請しようとする事業が応募対象に含まれるか聞きたい。

A. 当法人宛に個別にお問い合わせいただいても明確なご回答は致しかねます。
募集要項をご覧くださいまして、申請者にてご判断いただきますようお願いいたします。

Q. 援助申請書の印刷サイズを教えてください。

A. A3サイズ（1枚）としていただきますようお願いいたします。

Q. 書ききれないので、複数枚に渡っても良いか？若しくは、別紙にて申請書類を添付する形でもよいか？

A. A3サイズ1枚に纏めていただきますようお願いいたします。別紙での説明も受付いたしませんのでご承知置きください。

Q. 応募要件となっている「継続的な活動実績」とは具体的には何年以上の活動を求めているか？

A. 特段の定めはしていませんが、常識的な年数（4～5年）以上活動されている申請者が大数を占めております。

【添付資料について】

Q. 援助申請書に記載の添付書類は、全て添付する必要があるか？

A. 該当する書類がある場合には、極力添付いただきますようお願いいたします。該当する書類を作成していない場合もあるかと存じますので、申請団体等様の裁量にお任せいたします。

Q. 事業計画書とはどのようなものを添付すればよいのか？申請している事業に係る計画書か？

A. 申請者である申請団体等全体の事業計画書を添付してください。（申請される事業については、援助申請書本紙にご記載願います。）

【申請内容の変更について】

Q. 援助決定後、申請内容（事業計画や予算）について変更は可能か？

A. 原則として変更は認められませんが、事前に事務局にご相談ください。

【同一事業の援助について】

Q. 3カ年度を限度とするとありますが、1年を空ければ再び援助を受けられるか？

A. 立上げまでの援助を主たる目的としているので、継続して実施しているものについては対象としません。